

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

【公告】

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

耕地課

○ 県営土地改良事業の換地処分

〃

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

治山課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月六日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーションぶどうの家真備

倉敷市真備町箭田一七九―六

令和六年二月一日

〔六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 塩池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 塩池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和六年二月六日から同月二十七日まで
- 四 縦覧の場所
津山市役所

令和6年2月6日 岡山県公報 第12571号

〔六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

八社地区

二 換地処分年月日

令和六年一月十九日

〔六九〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和六年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

阿新一八	番 登 号 録	
土井 武男	名 氏 称 名 又 は	生 産 事 業 者
地五 新見市神郷高瀬三五八二番	住 所	
種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	内 容	生 産 事 業 の
土井武男苗畑住所地に 同じ	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	

〔七〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本二二三―一六、二二三―一四、二二三―一五、二二八―二、二二八―五、二二八―六、二二八―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平田一―一―一四 プリテイーウーマンB棟一〇三号室

大木 雅倫

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十七日 岡山県指令建指第二六九号

〔七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字仮屋一三〇一番一、一三〇一番二、一三〇一番一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市岡谷二四一番地二フォルトウーナ一〇一号

恩地 誠二

恩地 奈津美

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十二日岡山県指令建指第二六四号